

令和4年度

公共事業の事後評価書

(水産関係公共事業の完了後の評価)

令和5年3月

1 政策評価の対象とした政策

総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した地区に該当する次の事業の地区を対象として事後評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	事後評価実施箇所数
直 轄	直轄特定漁港漁場整備事業	4
補 助	水産物供給基盤整備事業	8
補 助	水産資源環境整備事業	7
	合 計	19

2 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した期間

本評価のうち、補助事業については、水産庁において、令和 5 年 3 月に実施した。

また、直轄特定漁港漁場整備事業については、北海道開発局長が対象事業の実施方針案を作成し、水産庁長官へ報告することとしており、その報告に基づき評価を実施した。

各事業区分の評価担当部局は、地区別完了後評価書（別添 1）のとおりである。

3 政策評価の観点

本評価においては、事業効果の発現状況、整備された施設の管理状況等について点検し、総合的に評価を行った。

事業地区の評価の観点は、地区別完了後評価書（別添 1）のとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じた政策効果を定量的に測定・把握した。その結果は、地区別完了後評価書（別添１）のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価のうち補助事業については、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会を令和５年３月に開催し、専門的見地から意見を聴取するとともに、その意見を踏まえて評価の客観性及び透明性の確保を図った。

また、直轄特定漁港漁場整備事業については、北海道開発局の事業実施地区を対象とした北海道開発局事業審議委員会を令和５年３月に開催した。

なお、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の委員構成は、（別添２）のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別完了後評価書（別添１）及び水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会における資料である。

上記の地区別完了後評価書（別添１）、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会における資料及び議事要旨並びに北海道開発局が作成した完了後の評価案は、原則として３月末までに水産庁ホームページに掲載することとしている。

地区別完了後評価書及び北海道開発局長が作成した完了後の評価案：

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/index.html>

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会における資料及び議事要旨：

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/gizyutu/index.html>

なお、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、（別添３）のとおりである。

7 政策評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、想定した事業効果の発現が見受けられた。
具体的な評価結果については、地区別完了後評価書（別添 1）のとおりである。